

**トップの本気宣言及びフォーラム開催業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の内容

- (1) **業務名**
トップの本気宣言及びフォーラム開催業務委託
- (2) **業務内容**
別紙業務委託仕様書による
- (3) **委託期間**
契約日から令和8年3月23日（月）まで
- (4) **契約上限額**
3,777,862円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案コンペ参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) **質問の受付期間**
令和7年4月28日（月）まで
- (2) **質問の提出**

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）にて行うものとし、18項記載の担当課・連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承下さい。

(4) 質問に対する回答

質問者には、電子メール・電話のいずれかより令和7年4月30日（水）までに回答させていただくとともに、三重県ホームページにて回答を掲載します。

4 企画提案コンペ参加にかかる提出書類

参加を希望する場合は、次の提出書類を期限までに郵便又は民間事業者による信書便又は持参してください。（郵便又は民間事業者による信書便等で提出する場合は、提出期限までに到着するよう投函し、ダイバーシティ社会推進課あて到着確認の電話をしてください）。

提出期限：令和7年5月1日（木）15時（必着）

提出場所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 8階
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課
男女共同参画班 担当 村上・久田

提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等に関する事項（第2号様式）
- ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）
- エ その他、上記アに記載の添付書類一式

上記書類を受理後、コンペ参加資格等を確認のうえ、令和7年5月15日（木）までに参加資格確認結果を通知します。

5 企画提案コンペの実施方法

上記4により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「トップの本気宣言発信事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料の提出

提出期限 令和7年5月27日（火）15時（必着）

提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 8階
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課
男女共同参画班 担当 村上・久田

- 提出方法 上記提出場所に持参又は郵便又は民間事業者による信書便等による送付
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)
- 受理の確認 企画提案書を郵便又は民間事業者による信書便等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

※提出を求める企画提案資料の詳細については「6 提出を求める企画提案資料」参照

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 開催日 令和7年6月2日(月) ※予定
※プレゼンテーションの詳細については、企画提案資料記載の連絡先に電子メール又はファクシミリ等にて連絡します。
※プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。
- ② 会場 三重県庁内及び周辺の会議室等
- ③ その他
・出席者は3名以内とします。
・事務局説明5分、提案者説明15分、質疑応答10分とします。
・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。
(プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可)

6 提出を求める企画提案資料

(1) 企画提案書 9部(コピー可。ただし原本1部要)(第4号様式)

原則A4判・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上。

表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。

■記載内容

企画提案書に記載された内容を基に、三重県と協議のうえ、委託契約を締結します。企画提案書には、実際に履行可能な内容をできる限り具体的に記載してください。

①実施主体

ア 団体名、所在地、組織図、業務実施体制など

イ 同様の事業についての実績の有無及びその内容、事業を遂行するための技術やノウハウ

②事業内容

- ・別紙業務委託仕様書に基づく「本気宣言業務」「フォーラムの開催」について、その実施手法を効果も含め、具体的に提案してください。
- ・「フォーラムの開催」については、第二部「女性活躍推進に取り組む企業による事例発表」の登壇者について提案してください。

③進行管理の体制

業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案してください。

(2) 見積書 9部（コピー可。ただし原本1部要）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

見積書の宛名は「三重県知事」としてください。

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては契約希望額に110分の100を掛けた額）とします。また、契約額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もり記載金額の100分の110に相当する金額とします。なお、契約金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

※本業務における印刷物（チラシ、開催概要冊子）の作成に係る経費について、1部あたりの単価及び部数を見積書に記載すること。

(3) 提案事業者の概要書 9部（コピー可。ただし原本1部要）（第5号様式）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 目的との合致

委託業務の目的や趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

(2) 企画性

事業者の特性を生かした独自の発想による企画内容になっているか。

(3) 専門性

- ・委託業務を行うにあたって必要な知識を有しているか。
- ・専門的な見地からなされた企画となっているか。
- ・県内のジェンダーギャップに関する現状や、先進的な取組についての的確に認識しているか。

(4) 計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切であるか

(5) 実績

類似業務の実績・経験があり、本委託業務の遂行に生かすことが期待できるか。

8 選定結果の通知

三重県は、選定結果を提案したすべての者に対し、令和7年6月3日（火）までに電子メール又は電話により通知します。

9 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課が提示する日までに次の書類を提出（提示可のものにあつては、提出又は提示）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証

- 明用)【有料】(過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」(過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの)の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第6号様式。該当する契約実績がある場合のみ)
- (4) 三重県電子調達システム(物件等)に利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託業務完了後、完了検査及び完了認定を行った後、契約条項の定めるところにより、行います。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 「18 担当所属」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 6 その他

（1）企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

（2）契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し 2 以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

1.7 その他

(1) その他特記事項

- ①企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ②提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- ③企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- ④本業務により収集した住所、お名前、連絡先等の個人情報は本業務にのみ使用します。また、「個人情報の保護に関する法律」に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- ⑤提出された提案書については、情報公開の対象となります。
- ⑥その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

(2) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。

①閲覧資料

- ・第 3 次三重県男女共同参画基本計画
- ・第 3 次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画
- ・ダイバーシティみえ推進方針

三重県ダイバーシティ社会推進課ホームページからもご覧いただくことができます。

<第3次三重県男女共同参画基本計画>

https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/p0009800003_00002.htm

<第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画>

https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/000203800_00001.htm

<ダイバーシティみえ推進方針>

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0011500103.htm>

②閲覧場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班

③閲覧期間

令和7年5月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

9時から16時まで

④その他

- ・ 閲覧資料の持ち出し及びコピーについてはお受けいたしかねます。
- ・ 閲覧を希望される場合は、希望日時について事前に電話をするなど、職員がスムーズに対応できるようご協力ください。
- ・ 閲覧を希望する方が重複した場合には、お待ちいただくことがありますので御了承ください。

18 担当課・連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 8階

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

男女共同参画班 村上、久田

電 話 : 059-224-2225

ファクシミリ : 059-224-3069

Eメール : iris@pref.mie.lg.jp